

名古屋港管理組合公報

平成20年10月1日

(水曜日)

第423号

目次

規則

- 名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則及び名古屋港管理組合入港料条例施行規則の一部を改正する規則……………1
- 告示**
- 公印の廃止及び新調……………12
- 港湾施設の使用開始……………12
- 港湾施設の変更……………14
- 名古屋港ポートビルの施設の変更……………14
- 公告**
- 台船（浮棧橋）の売却に関する一般競争入札……………15
- 木場金岡ふ頭貸付地ロジスティクスハブ形成事業者募集要項……………16

規則

名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則及び名古屋港管理組合入港料条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十年十月一日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合規則第十一号

名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則及び名古屋港管理組合入港料条例施行規則の一部を改正する規則
(名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則の一部改正)

第一条 名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則（昭和三十六年名古屋港管理組合規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「使用願」を「使用許可申請書」に改め、同条中「願書」を「申請書」に改める。

第四条及び第五条中「願書」を「申請書」に改める。

第七条中「願い出なければならない」を「申請しなければならない」に改める。

第二十条中「使用料分納願」を「使用料分納申請書」に改める。

第二十三条第二項中「港内業務承認願」を「港内業務承認申請書」に改め、同条第二項中「願い出」を「申請」に改める。

第二十四条第二項中「火気使用願」を「火気使用許可申請書」に改める。

第七十一条第三項中「願い出て」を「申請して」に改める。

第七十八条第二項中「使用料還付願」を「使用料還付申請書」に改める。

第七十九条中「願書」を「申請書」に、「願書等」を「申請書等」に改める。

第八十条第一項中「願書等」を「申請書等」に改め、同条第二項中「願書」を「申請書」に改める。
様式第二号を次のように改める。

様式第2号 (第3条関係)

整理番号

港湾施設（上屋）使用許可申請書

年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

住 所

申請者 氏 名

印

電 話

(法人にあつては事務所の所在地、名称・代表者氏名)

次のとおり使用したいので許可してください。

申 請 者 コ ー ド			
施 設 コ ー ド	施 設 名 称		
使 用 面 積	㎡	使 用 区 画 (区 画 名)	
使 用 予 定 期 間	年 月 日 時 分 から		
	年 月 日 時 分 まで		
貨 物	品 名 コ ー ド	品 名	個 数 ・ ト ン 数
備 考			

実使用時間

年 月 日

年 月 日

から

まで

時 分

時 分

備考 太枠内は記入の必要がありません。

A列4判

様式第4号 (第3条関係)

整理番号

港湾施設（荷さばき地・野積場）使用許可申請書

年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

住 所

申請者 氏 名

印

電 話

(法人にあつては事務所の所在地、名称・代表者氏名)

次のとおり使用したいので許可してください。

申 請 者 コ ー ド			
施 設 コ ー ド	施 設 名 称		
使 用 面 積	m ²	使 用 区 画 (区 画 名)	
使 用 予 定 期 間	年 月 日 時 分 から		
	年 月 日 時 分 まで		
貨 物	品 名 コ ー ド	品 名	個 数 ・ ト ン 数
備 考			

実使用時間

年 月 日

年 月 日

から

まで

時 分

時 分

備考 太枠内は記入の必要がありません。

A列4判

様式第15号中「荷さばき地附属水道施設使用願」を「荷さばき地附属水道施設使用許可申請書」として「使用者コード」の下に「申請者コード」を印し、「施設コード」を施設コードに改める。

様式第16号中「荷さばき地附属詰所使用願」を「荷さばき地附属詰所使用許可申請書」として「使用者コード」を申請者コードに印し、「施設コード」を施設コードに改める。

様式第17号中「荷さばき地附属計量機点検ブリッジ使用願」を「荷さばき地附属計量機点検ブリッジ使用許可申請書」として印に改める。

様式第18号を次のように改める。
様式第8号 削除

様式第19号中「貯木場（一般使用）使用願」を「貯木場（一般使用）使用許可申請書」として「使用者コード」を申請者コードに印し、「施設コード」を施設コードに改める。

様式第20号中「貯木場（専用使用）使用願」を「貯木場（専用使用）使用許可申請書」として「使用者コード」を申請者コードに印し、「施設コード」を施設コードに改める。

「陸上貯木場」を「陸上貯木場製材品置場」使用願を「陸上貯木場製材品置場使用許可申請書」として「使用者コード」を申請者コードに印し、「施設コード」を施設コードに改める。

様式第21号中「貯木場こう門使用願」を「貯木場こう門使用許可申請書」として「印」に改める。
様式第24号を次のように改める。

様式第14号 (第3条関係)

整理番号

荷役機械使用許可申請書

年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

住 所

申請者 氏 名

印

電 話

(法人にあつては事務所の所在地、名称・代表者氏名)

次のとおり使用したいので許可してください。

申 請 者 コ ー ド			
施 設 コ ー ド	荷 役 機 械 名 称		
信 号 符 字 (コールサイン)等	船 名		
使 用 予 定 期 間	年 月 日 時 分 から		
	年 月 日 時 分 まで		
備 考			

備考

A列4判

- 1 太枠内は記入の必要がありません。
- 2 運転者の区分について使用者・管理者のどちらかを備考欄に記載してください。

様式第十五号中「中川運河通船門船舶通航願」を「中川
運河通船門船舶通航申請書」に、使用者コード

を申請者コード に、 を印

に改める。

様式第十六号中「中川運河いかだ入出河願」を「中川運
河いかだ入出河申請書」に、使用者コード

を申請者コード に、 を印に

改める。

様式第十七号中「運河水面使用願」を「運河水面使用許
可申請書」に、使用者コード を申請者

コード に、 を印に改める。

様式第十八号を次のように改める。

様式第18号 (第3条関係)

整理番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

コンテナ用電源使用許可申請書

年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

住 所

申請者 氏 名

印

電 話

(法人にあつては事務所の所在地、名称・代表者氏名)

次のとおり使用したいので許可してください。

申 請 者 コ ー ド			
施 設 コ ー ド	施 設 名 称		
使 用 予 定 期 間	年 月 日 時 分 から		
	年 月 日 時 分 まで		
コ ン テ ナ 番 号	コ ン テ ナ 種 別	20 フィート・40 フィート	
備 考			

実 使 用 時 間	年 月 日	年 月 日
	時 分	時 分

備考 太枠内は記入の必要がありません。

A列4判

様式第十九号中「鉄道基盤施設使用願」を「鉄道基盤施設使用許可申請書」とし、使用者コード を申請者コード に、 を印に、施設コード を施設コード に改める。

様式第二十号中「工作物等設置（継続）願」を「工作物等設置（継続）申請書」とし、 を「印」に改める。

様式第二十六号中「使用料分納願」を「使用料分納申請書」とし、 を「印」に改め、 を印に、 を「次」とし、 を「次」とし、許可して下さるようお願い

いたしますを許可してくださいと、

使用料	¥
-----	---

施設名称

施設名称	<input type="text"/>
使用料	¥

に改める。

様式第三十号中「港内業務承認願」を「港内業務承認申請書」とし、「出願者」を「申請者」とし、 を「印」とし、 を「次のとおり」と改める。

様式第三十一号中「火気使用願」を「火気使用許可申請書」とし、 を「印」に改める。

様式第三十三号中、使用者コード を申請者コード に、 を印に、施設コード を施設コード に改める。

様式第三十五号中、使用者コード を申請者コード に、 を印に、施設コード を施設コード に

「貯木場使用願」を「貯木場使用許可申請書」に改める。

様式第四十号中、使用者コード を申請

者コード に、 を「印」に、施設コード を施設コード に改める。

様式第四十一号中「使用料還付願」を「使用料還付申請書」とし、 を「印」とし、「下記」を「次の」とし、「還付して下さるようお願いいたします」を「還付してください」と改める。

（名古屋港管理組合入港料条例施行規則の一部改正）

第二条 名古屋港管理組合入港料条例施行規則（昭和五十一年名古屋港管理組合規則第十号）の一部を次のように改正する。

第六条中「入港料減免願」を「入港料減免申請書」に改める。

第七条中「入港料還付願」を「入港料還付申請書」に改める。

様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

様式第1号 (第6条関係)

入港料減免申請書

年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

住所又は所在地

申請者 氏 名・名 称

印

連 絡 先

(法人にあつては事務所の所在地、名称・代表者氏名)

名古屋港管理組合入港料条例第5条第2項の規定により次のとおり入港料を減免してください。

【 外 航 ・ 内 航 】

申 請 者 コ ー ド	
港 湾 名	
入 港 日	年 月 日
船 名 ・ 信 号 符 字 等	
総 ト ン 数	
入 港 料 の 額	
減 免 を 受 け よ う と す る 額	
減 免 を 受 け よ う と す る 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする

様式第2号 (第7条関係)

入港料還付申請書

年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

住所又は所在地

申請者 氏 名・名 称

印

連 絡 先

(法人にあつては事務所の所在地、名称・代表者氏名)

名古屋港管理組合入港料条例第6条ただし書の規定により既納の入港料を次のとおり還付してください。

【 外 航 ・ 内 航 】

申 請 者 コ ー ド	
入 港 し た 港 名	
入 港 し た 日	年 月 日
船 名	
総 ト ン 数	
既 納 入 港 料	円
還付を受けようとする額	円
還付を受けようとする理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際第一条の規定による改正前の名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則（次項において「改正前の規則」という。）の規定により提出されている願書等については、この規則による改正後の名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定により提出された申請書等とみなす。

3 この規則施行の際改正前の規則の規定に基づいて作成されている願書等の用紙は、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、改正後の規則の様式の要件を満たすよう修正して使用することができる。

4 この規則施行の際第一条の規定による改正前の名古屋港管理組合入港料条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により提出されている願書については、この規則による改正後の名古屋港管理組合入港料条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定により提出された申請書とみなす。

5 この規則施行の際改正前の規則の規定に基づいて作成されている願書の用紙は、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、改正後の規則の様式の要件を満たすよう修正して使用することができる。

名古屋港管理組合告示第31号

次の港湾施設を設置し、平成20年10月1日から使用を開始する。

平成20年10月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

告 示

名古屋港管理組合告示第30号

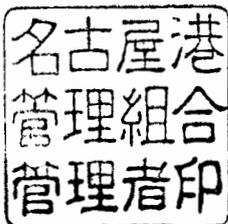
名古屋港管理組合の次に掲げる1の公印は、平成20年9月30日をもって廃止し、2の公印を新調し、平成20年10月1日から使用を開始する。

平成20年10月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

1 廃止する公印
名古屋港管理組合
管理者印（一般文書用）



2 新調する公印
名古屋港管理組合
管理者印（一般文書用）

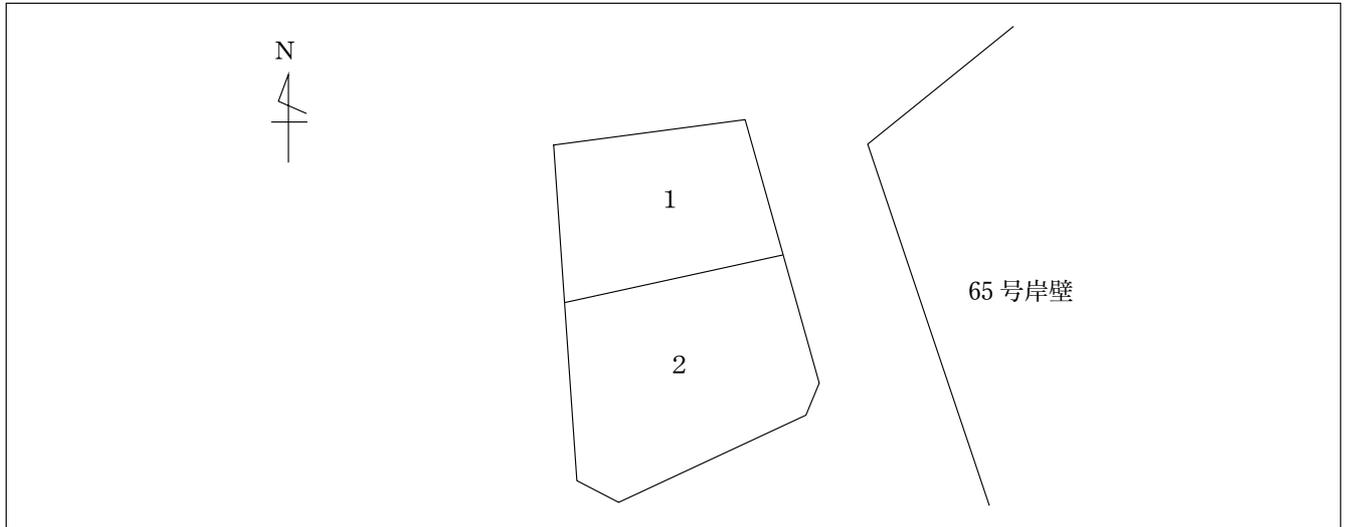


施設の種類 荷さばき地

区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積
金城ふ頭西部X荷さばき地 (金城西X)	1 ^級	65号岸壁隣接	平方メートル 2,633

図(金城ふ頭西部X荷さばき地)



備考

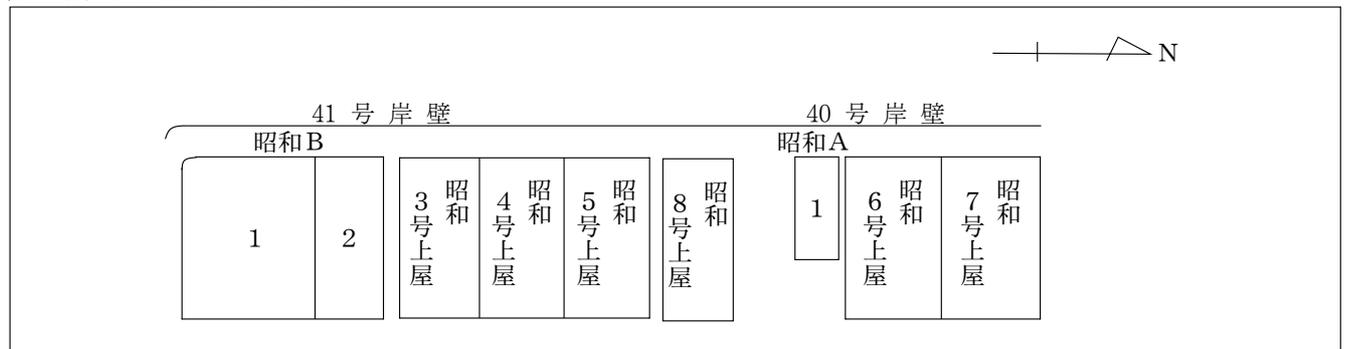
- 1 数字は、区画の名称を示す。
- 2 金城西Xの区画の面積は、1は963平方メートル、2は1,670平方メートルである。

施設の種類 荷さばき地

区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積	区 画
昭和ふ頭B荷さばき地 (昭和B)	2 ^級	41号岸壁隣接	平方メートル 1,936	図による

図(昭和ふ頭A、B荷さばき地)



備考

- 1 数字は、区画の名称を示す。
- 2 昭和Aの区画は、1区画である。
- 3 昭和Bの区画の面積は、1は1,327平方メートル、2は609平方メートルである。

名古屋港管理組合告示第32号

次の港湾施設は、平成20年10月1日から次のとおり変更する。

平成20年10月1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

施設の種類 電気施設
変更前

名 称	位 置	設備容量	数 量	備 考
金城 冷凍コンテナ用 コンセント	金城ふ頭西部D荷さばき地内	三相 220 ボルト 50 アンペア	32 個	
飛島ふ頭北 冷凍コンテナ用 コンセント	飛島ふ頭北D荷さばき地内、飛島ふ頭北R荷さばき地内及び飛島ふ頭北M荷さばき地内	三相 220 ボルト 50 アンペア 三相 440 ボルト 30 アンペア	110 個	飛島北D 40 個 飛島北R 40 個 飛島北M 30 個
飛島ふ頭南 冷凍コンテナ用 コンセント	飛島ふ頭南C荷さばき地及び飛島ふ頭南R荷さばき地内	三相 220 ボルト 50 アンペア 三相 440 ボルト 30 アンペア	140 個	飛島南C 10 個 飛島南R 130 個

変更後

名 称	位 置	設備容量	数 量	備 考	
コンテナ 用電源	金城 冷凍コンテナ用 コンセント	金城ふ頭西部D荷さばき地内	三相 220 ボルト 50 アンペア	32 個	
	飛島ふ頭北 冷凍コンテナ用 コンセント	飛島ふ頭北D荷さばき地内、飛島ふ頭北R荷さばき地内及び飛島ふ頭北M荷さばき地内	三相 220 ボルト 50 アンペア 三相 440 ボルト 30 アンペア	110 個	飛島北D 40 個 飛島北R 40 個 飛島北M 30 個
	飛島ふ頭南 冷凍コンテナ用 コンセント	飛島ふ頭南C荷さばき地及び飛島ふ頭南R荷さばき地内	三相 220 ボルト 50 アンペア 三相 440 ボルト 30 アンペア	140 個	飛島南C 10 個 飛島南R 130 個

名古屋港管理組合告示第33号

次の名古屋港ポートビル施設は、平成20年10月1日から次のとおり変更する。

平成20年10月1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

変更前

(1) 30分につき1回1台を利用単位とする駐車場

名 称 (略 称)	位 置	面 積
ガーデンふ頭駐車場 (ガーP)	名古屋市港区港町地内	21,851㎡

変更後

(1) 30分につき1回1台を利用単位とする駐車場

名 称 (略 称)	位 置	面 積
ガーデンふ頭駐車場 (ガーP)	名古屋市港区港町地内	19,876㎡

変更前

(2) 1日につき1回1台を利用単位とする駐車場

名 称 (略 称)	位 置	面 積
ガーデンふ頭駐車場 (ガーP)	名古屋市港区港町地内	21,851㎡

変更後

(2) 1日につき1回1台を利用単位とする駐車場

名 称 (略 称)	位 置	面 積
ガーデンふ頭駐車場 (ガーP)	名古屋市港区港町地内	19,876㎡

公 告

名古屋港管理組合公告

名古屋港管理組合所有の船舶を次により売却する。

平成20年10月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

1 売却物件

台船（浮棧橋）

2 入札参加者の資格

成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者はこの入札に参加できない。

3 入札参加者の提出書類

平成20年10月16日（木）までに次の書類を提出しなければならない。

- (1) 入札参加資格審査申請書
- (2) 登記簿謄本
- (3) 納税証明書
- (4) 印鑑証明書
- (5) 代表者身分証明書
- (6) 委任状（用紙交付）
- (7) 使用印鑑届（用紙交付）

4 入札の日時及び場所

平成20年10月28日（火） 午前10時30分

名古屋港管理組合本庁舎6階 入札室

5 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 所定の日時まで所定の場所に到達しない入札
- (4) 入札に際して連合等による不正行為があった入札
- (5) 同一事項の入札に対し二以上の意思表示をした入札
- (6) 記名及び押印がない入札
- (7) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (8) その他入札の条件に違反した入札

6 入札保証金

入札参加者が見積る契約金額の100分の5以上

- 7 入札保証金の納入期限及び場所
期限 入札時限までに会計管理者又は指定金融機関等に納付
場所 名古屋港管理組合総務部会計課会計係
- 8 契約保証金
契約金額の100分の10以上
- 9 売却代金の納入期限
契約締結の日から5日以内
- 10 売却物件の引渡期限
売却代金納入の日から20日以内
- 11 入札参加者心得及び契約条件を示す期間及び場所
(1) 平成20年10月2日(木)から平成20年10月16日(木)までの午前8時45分から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
(2) 名古屋港管理組合総務部会計課用度係
- 12 その他
詳細については、下記にお問い合わせください。
名古屋市港区入船一丁目8番21号
名古屋港管理組合総務部会計課用度係
電話番号 (052)654-7861
名古屋港のホームページ <http://www.port-of-nagoya.jp/>

名古屋港管理組合公告

名古屋港の活発な物流需要に対応し、物流機能の強化を図るため、名古屋港木場金岡ふ頭貸付地において、ロジスティクスハブ形成に資する事業の提案を募集します。

なお、この提案募集要項の公表については、下記のとおりです。

平成20年10月1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

記

名古屋港のホームページ：<http://www.port-of-nagoya.jp>

配布場所：名古屋市港区入船一丁目8番21号
名古屋港管理組合企画調整室産業ハブ港担当

問い合わせ先：名古屋港管理組合企画調整室産業ハブ港担当
電話番号 052-654-7902

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合